

JICA事業における障害主流化の推進 ガイダンスノート

分野共通



独立行政法人 国際協力機構（JICA）
2026年1月

目次

1. JICA の障害主流化に関する基本方針	1
2. 事業における障害主流化の実践	4
3. 事業スキームごとの基本プロセスとポイント	12
4. 障害主流化の実践の具体的方法	13
(1) 障害当事者の参画の方法	13
(2) 障害当事者の参画の形態	16
(3) 基礎的環境整備と合理的配慮	18
(4) 情報保障とアクセシブルフォーマットでの情報提供	20
(5) インクルーシブなイベント(会議、セミナー、研修等)の実施	22
用語解説	24
参考文献	28

本ガイダンスノートは、JICA「全世界(広域)障害主流化セクター別ガイドライン作成業務」(2025年1月～2026年2月)の成果品として作成されたものです。分野ごとの障害主流化の視点や取組事例などの詳細情報は、同業務の報告書をご参照ください。

1. JICA の障害主流化に関する基本方針

(1) 障害主流化とは

開発協力におけるすべての取組において障害の視点を反映し、
障害者が受益者あるいは実施者として、
計画策定や活動実施を含む一連のプロセスへの参加を保障すること

- 障害者を含むすべての人が事業の恩恵を受けるには、事業の活動や成果への障害者のアクセシビリティを保障する必要があります。そのためには、事業の計画、実施、モニタリング・評価の一連のプロセスに障害者が参加し、アクセスを阻む障壁を取り除くことが不可欠です。

(2) 基本方針

JICA は、障害の有無にかかわらず、すべての人が事業に参加し、
その成果を等しく享受できるよう、インクルーシブな開発協力を行います

- JICA は、開発協力大綱の下、人間の安全保障と質の高い成長を実現することをミッションとし、開発途上国の SDGs 達成を支援する組織として、以下の点を重点的に推進します。
 - SDGs が掲げる「誰一人取り残さない」という理念を踏まえ、JICA は、実施するすべての事業において障害者を含むすべての人が事業とその成果に等しく包摂されるよう取組を進めます。
 - 開発協力大綱の重点政策は、開発における「包摂性」を、「持続可能性」「強靭性」と並ぶ質の高い成長の三本柱の一つとして位置付けています。この理念に基づき、JICA は多様性を前提にしたインクルーシブな開発協力を行います。
 - 障害者権利条約の第 32 条は、「国際協力が、障害者を包容し、かつ、障害者にとって利用しやすいものであることを確保すること」を規定しています。これを踏まえ、JICA は協力国の法令遵守の観点からも、本条約に沿ったインクルーシブな開発協力を推進します。
- 上記を踏まえ JICA は、「社会保障・障害と開発」グローバル・アジェンダにおいて、すべての事業で障害主流化に取り組み、障害インクルーシブな開発を推進することを掲げています。

(3) 原則

Nothing about Us, Without Us

- 「Nothing about Us, Without Us(私たち抜きに、私たちのことを決めないで)」という原則の下、障害当事者の声と経験を事業に反映させることにより、インクルーシブな開発協力を実行します。

人権尊重¹

- 開発協力の実施にあたっては、障害者権利条約に基づき、障害者の人権を尊重し、排除しないことを原則として取り組みます。

障害の社会モデル

- 障害者に対する社会的排除や社会参加の制約そのものを障害と捉え、その原因は人の多様性を考慮しない社会にあるという「社会モデル」の考えに立ち、障害主流化の取組を進めます。
- 障害の原因を個人の機能障害に帰するのではなく、環境や制度が障害者を考慮して作られていないことにより生じる障壁を問題として捉え、障壁の解消は社会に責任があると考えます。

Do No Harm

- 開発協力においては、意図せずに障害者を排除したり、不平等や差別を助長したりすることのないよう、また障害者の自立や尊厳を損なうことのないよう留意して取り組みます。
- 具体的には、以下のような例が挙げられます。
 - ▶ 障害者のステレオタイプを助長するような広報(例:かわいそうな人)
 - ▶ 家族や社会との分離を促すような地域の学校への就学を阻む制度

¹ [JICA「環境社会配慮ガイドライン」](#)(2.5 社会環境と人権への配慮)および[「JICA サステナビリティ方針」](#)において基本的人権の尊重に関する言及がなされている。

(4) 留意点

障害または障害者の多様性

- 障害の種類や程度、生活上の困りごとは一人ひとり異なります。また、年齢、性別、国籍、住んでいる国や家庭の環境、経済状況など、障害以外の要因も生活に大きく影響します。地域社会との関わり方や、本人の価値観も多様です。
- 「障害者」と「障害のない人」というように障害を固定的または二元論で捉えるのではなく、社会の中には様々な人がグラデーションのように存在しているという前提に立つことが重要です。例えば、視力で考えると、全盲の人だけでなく、弱視の人、特定の条件下で見えにくい人、高齢による視力低下がある人など、さまざまな状態があります。
- このような多様性を前提にすることで、インクルーシブな社会の実現を目指すことが可能になります。

交差性(intersectionality) – 複数の社会的要因が交わるところにある課題

- 交差性とは、障害のほか、性別、年齢、国籍、性的指向、社会的地位、文化的背景など、複数の社会的要因が重なり合って個人の経験や困難が形成されることを言います。例えば、障害のある女性は、性別による差別と障害による偏見の両方に直面することがあります。障害者が直面する困難や障壁を考える際、交差性に着目することが重要です。

地域の「生活者」として見る視点

- 開発協力事業は、分野ごとに実施されることが多く、対象者を特定の分野の視点だけで捉えてしまいがちです。しかし、人間の安全保障の観点からは、障害者を地域で暮らす「生活者」として捉え、教育・保健・福祉・交通などの分野を横断して、社会に存在する障壁を理解する必要があります。障害の有無にかかわらず、すべての人が尊厳を持って暮らせる地域社会の仕組みづくりを目指す視点が重要です。

2. 事業における障害主流化の実践

(1) 障害主流化の4つの取組

障害主流化の実践では、以下の4点に取り組みます。

▶ 障害細分化データ²の収集と活用

事業の計画・モニタリング・評価において障害細分化データの収集と活用を推進します。

▶ 基礎的環境整備

施設や設備のバリアフリー化、情報アクセシビリティの向上、介助者等の人的支援の整備などを進め、事業および事業成果へのアクセシビリティを保障します。

▶ 合理的配慮の提供

基礎的環境整備を前提とした上で、事業や成果への参加や利用のためにさらに必要な個別の合理的配慮の提供を行います。

▶ 障害者の事業参画の推進

事業の計画から実施、モニタリング・評価に至る事業の全過程において、障害者の参画を推進します。

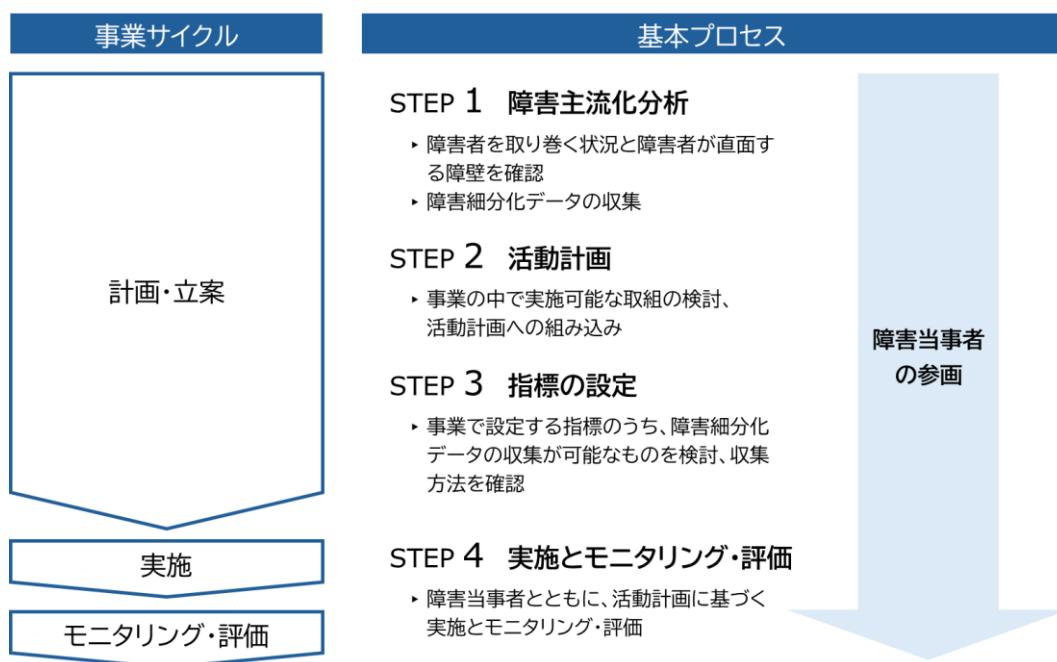
※ 基礎的環境整備および合理的配慮については「(3)基礎的環境整備と合理的配慮」を、障害者の事業参画の具体的方法については「(1)障害当事者の参画の方法」および「(2)障害当事者の参画の形態」をご参照ください。

² 性別や年齢別のデータと同様に、障害の有無や機能障害別等のデータのこと。

(2) 事業サイクルにおける基本プロセス

- 事業における障害主流化とは、各事業の計画・立案、実施、モニタリング・評価といった既存のプロセスに、障害の視点を体系的に取り入れ、実践していくことです。
- 計画・立案段階で、STEP1「障害主流化分析」、STEP2「活動計画への組み込み」、STEP3「指標の設定」を行い、STEP 4 で「障害の視点を踏まえ実施とモニタリング・評価」に取り組みます。
- 特に事業の計画・立案段階において障害主流化に取り組むことが重要です。
また、事業開始後も、どの STEP からでも障害主流化の取組を始めることができます。
- そして、STEP1 から STEP4 のすべての段階で、障害当事者の参画を確保することが不可欠です。

《図：事業における障害主流化の基本プロセス》



障害のある業務従事者の合理的配慮の経費

JICA 草の根技術協力事業やコンサルタント等契約の応募においては、業務従事者等の合理的配慮に要する経費を通常の事業金額・入札金額に含めず、別枠での経費計上を認めています。例えば以下の経費が想定されます。

- 該当業務従事者の航空券クラスのアップグレード費
- 介助者の航空賃、日当、宿泊料
- リフト付きバス等の特殊車両の借上げ

詳細は以下ガイドラインをご参照ください。

[草の根技術協力事業に係る経理ガイドライン](#)
[コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン](#)

STEP 1 障害主流化分析

- 事業の計画・立案段階では、まず「障害主流化分析」を行います。これは、対象分野において障害者が置かれている状況や、直面している障壁を明らかにするためのものです。この分析を通じて、事業が対象とする制度や施策、サービスなどに対して、障害者のアクセシビリティを確保するための取組を検討することができます。
- また、障害主流化分析を通じて、事業の設計において障害者が排除されるリスクがないか、あるいは障害者に対して不利益や負の影響を及ぼす可能性がないかについても、十分に検討・確認してください。
- さらに、ターゲットグループに関して、障害細分化データ（障害の有無や機能障害別のデータ）を収集します。ターゲットグループには必ず障害者が含まれており、実態を把握することで、障害者を排除しないインクルーシブな事業設計が可能になります。さらに、このデータは、事業の成果を測定するためのベースライン（基準値）としても活用されます。
- 障害主流化分析は、以下の4つで構成されます。

- 1) 考える：事業と障害との関連性を考える
- 2) 尋ねる：障壁について、障害当事者（団体）に尋ねる
- 3) 確認する：障害細分化データを収集し、確認する
- 4) 調べる：分野における障害者を取り巻く状況を調べる

1) 考える：事業と障害との関連性を考える

- 障害と事業との関連性を明確にします。事業のどの部分が障害者と特に関連性が高いかを検討します。

CHECK

- ▶ 事業において対応しようとしている課題が障害とどのように関連しているか
 - ▶ 事業の活動や成果が、障害者を意図せず排除したり、取り残したりすることがないか
 - ▶ 事業は障害者にとって有益なものであるか
- また、何らかの不利益や負の影響を及ぼす可能性はないか

→ 次に、検討した結果について、現地の障害当事者に尋ねてみましょう。

2) 尋ねる：障壁について、障害当事者(団体)に尋ねる

- 事業が対象とする制度、施策(プログラム)、サービス等への障害者のアクセスや参画を阻む障壁は何か、障害当事者(団体)に尋ねましょう。この方法については本ガイダンスノートの「[\(1\) 障害当事者の参画の方法](#)」および「[\(2\) 障害当事者の参画の形態](#)」をご参照ください。
- 障壁には、4つの種類があります。それぞれの視点から確認をしてください。

制度的障壁	教育、雇用、医療、司法、交通などの制度に平等にアクセスできないような法律や制度、またはそれらの不備・運用の問題
物理的障壁	段差など、車いす利用者等の移動を妨げる建物構造や、介助者等の人的支援の不足など
情報面の障壁	情報が点字、音声、手話、分かりやすい言葉などで提供されないことで、情報にアクセスできない状況
態度や意識上の障壁	障害者に対する偏見、誤解、無理解、社会的慣行・信念など これらの障壁は広範囲にわたり存在し、他の障壁に対処する意欲を低下させる可能性がある

出所：[1]を参考に作成

3) 確認する：障害細分化データを収集し、確認する

- 政府統計などを活用して、対象地域のターゲットグループの障害者数(できれば障害種別)や分布を確認しましょう。その際には性別や年齢別のデータも収集・分析してください。
 ※ 国勢調査などの公的データには、すべての障害者が正確に反映されていない場合があります。また、国によっては、精神障害など一部の障害が正式に認められていないこともあります。
- [JICA 国別障害関連情報](#)の「1-2. 障害に関する指標」に障害の定義、および障害に関する統計整備状況を記載しているのでご参考ください。
- 障害当事者(団体)へのヒアリングなどを通じて、障害者のなかでも特に取り残されているグループについて確認をしましょう。

収集項目	情報源
○ 事業対象地域のターゲットグループの障害細分化データ	<ul style="list-style-type: none"> 政府統計 障害者に関わる省庁の報告書等 障害当事者(団体)へのヒアリング
○ 事業が対象とする制度、施策(プログラム)、サービス等から周縁化されている(取り残されている)グループ(女性障害者、特定の民族、障害児等)	

4) 調べる：分野における障害者を取り巻く状況を調べる

収集項目	情報源
1) 政策： 活動計画の根拠とする 政策に含まれない場合には政策提言を検討	• 政府文書 • JICA 国別障害関連情報
▶ 対象分野の法律、政策、戦略、行動計画などにおける障害者や障害インクルージョンの視点に立った内容の有無 ▶ 国レベル、または分野別の障害主流化に関する戦略、計画の文書の有無 (例)ザンビア: National Disability Mainstreaming Guidelines (2025)	
2) ステークホルダー： 障害主流化の実践(STEP1～4)におけるリソースおよび連携先	• JICA 国別障害関連情報 • JICA 在外事務所
▶ 障害者に関わる省庁・担当部署 ▶ 障害当事者団体 ▶ JICAによる障害と開発分野の活動実績 (技術協力、草の根技術協力、JICA 海外協力隊等、課題別研修の帰国研修員等) ▶ 障害分野に協力実績のある国際援助機関や他二国間援助機関	

POINT

対象国の障害者を取り巻く状況や課題を把握する上で、以下の障害者権利条約に関する報告・審査関連文書が大変参考になります。

障害者権利条約の[検索画面](#)(States parties reporting)で国と文書の種類を指定して検索することができます。

- ▶ 政府報告書(State Party's Report)：締約国が自国における障害者の権利の実施状況について、障害者権利委員会に提出する公式文書
- ▶ 市民社会報告(Information from Civil Society Organizations)：主に障害当事者団体が提出する報告書、政府報告には書かれていない当事者の視点から条約の実施状況を把握することができる
- ▶ 質問事項(List of Issues)：障害者権利委員会が、政府報告書を審査する過程で、締約国に対して追加情報や説明を求めるために作成する質問事項のリスト
- ▶ 総括所見(Concluding Observations)：障害者権利委員会が締約国の政府報告および市民社会報告を審査し、条約の実施状況に関する評価と勧告をまとめた文書

STEP 2 活動計画

- STEP 1 の障害主流化分析で確認した、分野における障害者を取り巻く状況と障壁を踏まえ、事業の中で実施可能な取組を検討し、活動計画に組み込みます。
- その際には、計画した活動の実施に必要な予算を計上しましょう。例えば、障害当事者（団体）との会議費、イベントの際の手話通訳費や点字資料作成費、障害関連調査費などが挙げられます。
- また、事業全体の計画にあたっては、事業の目的や計画が障害者のインクルージョンと参加を促進するものであり、障害者の隔離や孤立を助長するものとならないよう留意しましょう。

《活動例》

- 交通整備事業における、設計段階からの障害当事者団体へのコンサルテーションの実施、障害当事者団体によるカウンターパートへの障害と人権に関する研修の実施
 - 母子保健事業における、障害者の保健施設の利用状況の把握、日本の母子健康手帳の障害配慮の取組例の紹介、点字の母子健康手帳の作成
 - 建設した空港職員に対する、障害当事者団体による障害と人権に関する研修の実施
 - 学校建設の協力準備調査における、障害児の就学状況に関する調査の実施
 - 都市計画に関する研修で、白杖や車いすで街を歩き、バリアフリーの必要性を当事者の視点から理解するカリキュラムを導入
 - 非自発的住民移転のプロセスにおける、説明会への障害者参加確保のための対応実施
- 「[\(3\)基礎的環境整備と合理的配慮](#)」では、障害者の事業の活動や成果へのアクセシビリティを確保するための基礎的環境整備と合理的配慮について解説しています。活動計画の際にご参照ください。また、分野別ガイドンスノートには、各分野の活動例を記載しています。

CHECK

- 事業の対象者に障害者が含まれることを想定しているか
- 事業の設計において障害者が排除されるリスクはないか、あるいは障害者に対して不利益や負の影響を及ぼす可能性はないか
- 障害者が事業の活動や成果に等しくアクセスするための取組は計画されているか（アクセシブルなフォーマットでの情報提供、インクルーシブな会議運営など）
- カウンターパートをはじめ、事業関係者は障害インクルージョンについて理解しているか

STEP 3 指標の設定

- 事業で設定する指標(プロジェクト目標および成果の指標)のうち、障害細分化データの収集が可能なものを検討し、収集方法を確認します。
- また、STEP 2 で計画した取組によって期待される成果(変化)を測る指標を検討し、既存の指標に統合、または追加します。
- 以下は障害の視点を組み込んだ指標例です(分野別ガイドンスノートには、各分野に特化した指標の例も記載しています)。

《例》

- 政策文書(制度、戦略、ガイドライン等)の策定過程における障害当事者の参画(コンサルテーション)の有無、実施した場合のコンサルテーションの概要
- 障害視点が反映された政策文書の有無／数
(障害者のアクセシビリティ確保、アクセスに必要な付加的費用のための予算配分など)
- 事業が対象とする／実施するサービス(プログラム)利用者の障害者比率
- アクセシブルフォーマットで提供された情報や広報資料の有無／数
- 研修教材やマニュアルへの障害と人権に関するコンテンツの追加の有無／数

STEP 4 実施とモニタリング・評価

- 活動の実施とモニタリングにあたっては、障害当事者(団体)と連携し、活動内容が適切か、実施する活動、成果品、サービスがアクセス可能か、また利用しやすいかを確認しましょう。
- 事業の実施において、障害者が参加や受益の機会から排除されていないか確認しましょう。例えば、研修への参加希望者がアクセシビリティの不足により参加を断念したり、合理的配慮の要望に対応できなかった事例がなかったかを確認することが重要です。
- 事業の広報や実施にあたっては、障害者の多様性を尊重し、尊厳・権利・可能性を促進する形で行いましょう。「かわいそうな存在」「常に支援が必要な人」といった固定的な描写は避けてください。

CHECK

- 計画・立案段階で想定したとおり、障害者は事業の活動、成果品、サービスにアクセスできるか
- 障害者が事業への参加や受益の機会から排除されていないか
- アクセスが困難な場合、その改善のために必要な取組は何か
- 事業の実施に関する協議や活動に、障害当事者は引き続き参画しているか

- 評価にあたっては、障害主流化の視点に立った取組の実績とそれらの実施プロセス、および効果を確認します。以下は、障害主流化の視点に立った設問の例です。

《障害主流化の視点に立った設問例》

評価 6 項目	設問例
妥当性	<p>相手国の開発政策・開発ニーズ</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害主流化の取組が、相手国の障害政策あるいは当該分野の政策で掲げられた優先取組とその内容に合致しているか <p>事業計画やアプローチの適切性</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業形成時に、障害主流化について検討が行われたか 案件形成時に、障害者や障害当事者団体からの情報収集が実施されたか 事業実施プロセスにおいて、障害当事者の参画が推進されたか 特定の障害の種類や、特定の障害者のグループ(女性障害者、少数民族、マイナリティなど)を排除しない方法が取られたか
整合性	<p>日本政府・JICA 開発協力方針との整合性、JICA 内の他の事業との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害主流化の取組は日本および JICA の方針に整合していたか 障害主流化の取組を推進するために、JICA の他事業と連携がなされたか <p>国際的枠組み等との協調</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業は障害者権利条約に整合していたか 障害主流化の取組が、SDGs などの国際目標の達成に貢献したか
有効性	<ul style="list-style-type: none"> 障害者のインクルージョンやアクセスを阻む障壁を特定し、事業を通じてそれらの障壁の除去に取り組んだか 障害主流化の取組により、障害者に対して達成された成果はどの程度か 障害主流化の取組は、事業目的・成果の達成に貢献したか
インパクト	<ul style="list-style-type: none"> 障害主流化の取組により、正の長期的あるいは間接的効果が生じることが予想できるか (例:障害者のリーダーシップの醸成、障害者の意思決定過程への参画、制度の改定など) 障害主流化の取組を実施しなかった、あるいは障害主流化分析が不十分であったために、負の間接的効果は発現していないか (例:障害者に対する差別やステigmaの助長など)
効率性	<ul style="list-style-type: none"> 障害主流化の取組は、計画された予算・期間の下で達成されたか 障害者など特定の集団の利用を想定しないことで事業効率性を優先していないか
持続性	<ul style="list-style-type: none"> 障害当事者(団体)が、今後も障害主流化のプロセスに関わるか 障害者に対し達成された成果の継続が適切に計画されているか 事業で確立した行政サービスや制度は、障害者の平等と参加を確保した形で今後も波及・維持されていくか

3. 事業スキームごとの基本プロセスとポイント

- 事業スキーム(有償資金協力、無償資金協力、技術協力)ごとに、各 STEP で実施すること、またそのポイントを紹介します。
- なお、相手国政府からの要請書取り付けの段階においては、以下の点をカウンターパートや JICA 現地事務所との協議を通じて確認を行うことが重要です。
 - 事業の設計において、障害者が排除されるリスクがないか、あるいは障害者に対して不利益や負の影響を及ぼす可能性がないか(要請書の環境社会配慮の項目に関連して確認を行う)。
 - 障害者が事業の受益者または実施者になる可能性があるか(統計等も活用する)。

基本プロセス	事業サイクル	有償	無償	技術協力	ポイント
STEP 1 (障害主流化分析)	計画・立案	以下文書の作成 <ul style="list-style-type: none"> 基礎情報収集・確認調査、協力準備調査の特記仕様書 調査報告書 案件計画調書① 	以下文書の作成 <ul style="list-style-type: none"> 基礎情報収集・確認調査、協力準備調査の特記仕様書 調査報告書 案件計画調書① 	以下文書の作成 <ul style="list-style-type: none"> 基礎情報収集・確認調査、詳細計画／基本計画策定調査の特記仕様書 	<ul style="list-style-type: none"> 左記文書に以下の点を含める <ul style="list-style-type: none"> 障害主流化分析の実施 障害当事者(団体)とのコンサルテーションの実施 ユニバーサルデザイン／バリアフリー対策の採用 合理的配慮に関する予算の確保
STEP 2(活動計画) STEP 3(指標設定)		以下文書の作成 <ul style="list-style-type: none"> M/D 案件計画調書②③ 審査調書 事前評価表 	以下文書の作成 <ul style="list-style-type: none"> M/D 案件計画調書②③ 事前評価表 	以下文書の作成 <ul style="list-style-type: none"> R/D における Main Points Discussed(障害主流化に関する取組) PDM 事前評価表 	<ul style="list-style-type: none"> 人間開発部社会保障チームに障害コメントを依頼し、左記書類に対するインプットを得る 実施機関とユニバーサルデザイン／バリアフリー対策、障害主流化に係る対応について協議合意する 障害主流化に係る指標を設定する
STEP 4(実施、モニタリング・評価)	実施 モニタリング・評価	<ul style="list-style-type: none"> 事業監理 Project Status Report の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 事業監理 Project Monitoring Report の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 本体事業特記仕様書の作成 事業実施 モニタリングシート、事業完了報告書確認 終了時評価の実施 	障害主流化の取組の進捗状況について、実施機関やコンサルタント等から情報収集し、確認する

4. 障害主流化の実践の具体的方法

(1) 障害当事者の参画の方法³

障害インクルーシブな事業を行うには、計画・立案から実施、そしてモニタリング・評価のすべての段階で、障害当事(団体)の参画を図ることが不可欠です。特に、事業の計画・立案段階において障害当事者の参画を図ることが重要です。

以下のステップで、障害当事者の参画を進めましょう。

01 目的の決定

02 連携先の特定

03 方法の検討

04 準備・実施

01

障害当事者の参画の目的を決める

- 何のための参画をお願いしたいか、関係者で確認をするとともに、依頼する際に明確に伝えられるよう準備しましょう。

《例》

- 事業の計画時に、事業が対象とするプログラムにおいて障害者が直面している障壁を確認し、障壁を除くための方策に関する助言を得る
- 設計段階において、アクセシビリティに関する助言を得る
- 作成した成果品(マニュアル、アプリケーション等)のアクセシビリティチェックをお願いする

02

参画を依頼する障害当事者(団体)を特定し、協力を依頼する

- 国レベルで障害当事者団体を統括している団体との連携から始めます。
- 実践 STEP1 の「調べよう(ステークホルダー)」で国レベルの統括団体(アンブレラ組織)について情報収集してください。統括団体がないときは、必要に応じ、カウンターパート、障害分野所管省庁、JICA 在外事務所／人間開発部社会保障チーム等にご相談ください。
- メールや電話等で事業への参画の協力依頼をします。その際には、依頼の目的と内容について伝えるとともに、参画のために必要な配慮について確認しましょう。依頼内容や国の事情に応じて、謝礼の支払いを考慮しましょう。

³ [3], [7]等を基に作成

03

目的や状況に応じて方法を検討する

- ワークショップ、フォーカス・グループ・ディスカッション、個別インタビュー（オンラインを含む）、文書へのフィードバック、アンケート調査などの方法が考えられます（それぞれの方法や留意点は「[\(2\)障害当事者の参画の形態](#)」を参照）。

04

準備・実施する

- 実施する取組に誰もがアクセスできるよう準備しましょう。
- 会場等のアクセシビリティの確認、アクセシブルな情報の提供を行います。また、参加のための必要な合理的配慮を個別に確認し、対応のための準備をします。
- 上記取組のための予算計上を行いましょう。



以下の点に留意してください

- 連携する障害当事者団体については、以下の点に留意しましょう。
 - 障害当事者が主導しているか
 - 障害者の利益を代表している組織か
 - 不正行為や汚職行為に加担していないか
 - 障害種別に偏りがないか
- 機能障害種別に偏りが生じないよう、複数の団体と協力するなどして、できる限り、様々な障害種別の障害当事者の参画を図りましょう。
- 国レベルの障害当事者団体を統括している組織であっても、特定の障害やグループ（女性、少数民族、子ども等）を代表していない場合があります。その場合は、別途、排除されている障害者の参画の方法も検討してください。また、障害当事者団体の代表者のジェンダーバランスにも考慮しましょう。
- 障害者の参画の効果的な実施においては、準備および協議等の取組において十分な時間を確保しておきましょう。例えば、参画するすべての人が等しく意見を述べるためには、事前の資料送付や発言の時間を十分に設ける等の工夫が必要となります。
- 多くの障害当事者団体はJICAの文書形式に慣れていないため、PDMやPOの説明だけでは意見を求めるのではなく、一般の人にも伝わるよう工夫して説明しましょう。

障害当事者団体とは

障害当事者団体とは、障害者自身が主導し、構成員の過半数が障害当事者である団体のことです。これらの団体は、団体の意思決定において、障害当事者が中心的な役割を果たしており、障害者の権利擁護、政策提言、社会参加の促進などを目的として活動しています。障害者を支援する団体とは異なります。

障害当事者とともにすすめる「障害主流化」 (DPI 日本会議*からのメッセージ)

Nothing about Us, Without Us（私たち抜きに、私たちのことを決めないで）

これは、世界の障害当事者運動において、とても大切にされているメッセージです。

「障害主流化」といっても、何からはじめたらいいの？

その質問に対する、障害当事者団体である私たちからの答えは、いつも同じです。

「まずは、現地の障害者の声を聴いてみてください」

報告書を読み、関係省庁や専門家に話を聞くことも大切ですが、それだけでは障害当事者が日々感じているリアルな壁には届きません。「取り残される」経験をしてきた障害当事者だからこそ、本当の障壁が何かを知っています。そして、誰もが取り残されない社会をつくりたいという熱意も持っています。

障害主流化は、障害当事者たちとともにすすめてこそ、意義のある、楽しいプロセスになります。探せば、どのプロジェクトサイトにも、人生を阻む壁を壊そうと人知れず頑張る障害当事者が、必ずいます。

まずは彼・彼女らと出会って、ともに「障害主流化」をすすめませんか？

DPI 日本会議 障害主流化相談窓口：佐藤 聰・曾田 夏記

★お気軽にお問合せください → office@dpi-japan.org

* DPI 日本会議 : DPI (Disabled Peoples' International) の日本国内組織として、身体・知的・精神・難病等の障害種別を超えた約 90 の団体が加盟し、障害当事者の声を国の施策に反映する活動を行っています。各国の障害当事者団体とも連帯し、国際協力の経験も豊富です。



(2) 障害当事者の参画の形態

障害当事者の参画の方法には、目的や状況に応じていくつかの方法が検討できます。以下に代表的な方法を説明します。

ベストな方法は**対面での公開会議**です。

また、1回実施して終わりではなく、最初の段階からモニタリング・評価(完成)まで、すべての過程で何度も繰り返し話し合いを行うことが重要です。

1回目の会議で出た課題を持ち帰り、どのように改善できたか、できなかったか、それを次回に報告し、また話し合う。

これが障害当事者の意見を反映していくうえで大変重要なポイントです。

対面での公開会議

- 多様な障害当事者(団体)を集め、情報を提供、議論し、フィードバックを得ることが目的。
- 幅広い人々から意見を得ることができる。ただし、多様で多数の出席者の確保が必要。
- 実施方法は「[\(5\) インクルーシブなイベント\(会議、セミナー、研修等\)の実施](#)」を参照。

フォーカス・グループ・ディスカッション

- 特定のテーマについて少人数(8~15人)の参加者が集まり、意見や経験を自由に話し合うことを通じて意見を得る。少人数のため、よりオープンに意見を述べやすい。
- 参加者のジェンダーバランス、年齢、障害種別等の多様性を考慮する。女性が発言しにくい等の文化社会的背景がある場合、またテーマによっては、男女別での実施も検討する。
- 障害当事者をファシリテーターとすることも検討する。

個別インタビュー

- 1対1の対話形式で、直接対話することで、安心した環境で自由に意見を述べやすく、深く話を聞くことができる。ただし、障害者の多様な意見を確保するためには、障害や状況が異なる複数人数へのインタビューが必要となる。

文書へのフィードバック

- ・マニュアルや報告書など文書へのフィードバックを依頼するもの。
- ・内容の複雑さや長さに応じて、報酬を検討する。
- ・障害当事者のメーリングリストやオンライングループを通じて文書へのコメントを広く募集することも可能(障害当事者団体に相談する)。
- ・依頼する人のニーズに応じて、アクセシブルなフォーマットで提供する(「[\(4\)情報保障とアクセシブルフォーマットでの情報提供](#)」を参照)。
- ・スケジュール(返信の期日)を明確にするとともに、余裕を持って依頼する必要がある。

アンケート

- ・障害当事者団体のメンバーやスタッフ、障害当事者団体に所属していない障害者、障害者の家族など、幅広い人々から意見を得ることができる。
- ・アンケート用紙やアンケートプラットフォームがアクセシブルであることを事前に障害当事者団体に確認する。



以下の点に留意してください

- ・障害当事者の参画(コンサルテーション)を通じて得た情報は、本人の了承を得ない限り、名前や障害が特定できないよう留意しましょう。

(3) 基礎的環境整備と合理的配慮

事業が対象とする制度・プログラム・活動・成果への障害者の平等なアクセスと参加を可能にするための「基礎的環境整備」と「合理的配慮」について説明します。

基礎的環境整備と合理的配慮 [1], [2]

- 「基礎的環境整備」とは、建築物や製品、制度、事業が、利用者の多様なニーズや特性を踏まえて設計・運営される事前の改善措置のことです。誰もが使いやすく、参加しやすいインクルーシブでアクセシブルな環境や体制、仕組みを整えることを意味します。

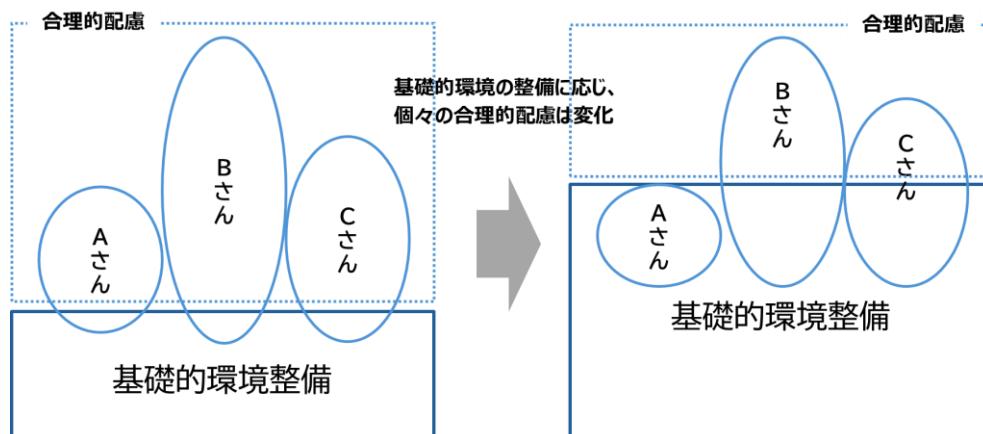
《基礎的環境整備の例》（ハードだけではなく、ソフト面の対応も含まれます）

- 公共施設や交通機関におけるバリアフリー化
- コミュニケーションを支援するためのサービス・介助者などの人的支援の整備
- 障害者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上
(例: アクセシブルなウェブサイトの制作)
- 職員を対象とした障害と人権に関する研修やマニュアルの整備

- 「合理的配慮」とは、障害のある人から「社会の中にある障壁(バリア)を取り除くために何らかの対応が必要」との意思が伝えられたときに、行政機関や事業者等が、負担が重すぎない範囲で必要かつ合理的な対応を行うことです。
- なお、合理的配慮の否定は、障害者権利条約第2条において、差別の形態のひとつと位置づけられています。
- 基礎的環境整備は、合理的配慮の前提として取り組むものです。基礎的環境が十分に整備されている場合、個々が必要とする合理的配慮は少なくなります。

POINT 事業の活動や成果への障害者のアクセスや参加を保障するために、基礎的環境整備と合理的配慮の両側面から取組を検討しましょう。

《図:基礎的環境整備と合理的配慮の考え方》



合理的配慮の事例

- 合理的配慮の提供では、まずは、障害者本人が直面している困難や必要な配慮について確認をしてください(または障害者本人の申し出を聞いてください)。
- そして、どのような対応が可能か話し合いましょう(建設的対話)。その際には、実現可能性や負担の程度も考慮します。

《合理的配慮の例》 ※ これらに限定されるものではありません

- 会議や研修等に参加するための介助者の日当を支給する
- 聴覚障害者が会議や研修等に参加するのに際して、要請に応じて手話通訳者や要約筆記者を配置する
- 知的障害のある人が会議や研修会等に参加するにあたり、事前に資料を共有し、分かりにくい箇所の確認や発表の準備を行う
- エレベーターのない会場で研修を行わざるをえないため、車いす利用者等がアクセスしやすいよう、1階の部屋で研修を実施する
- 精神障害のある人等が、会議や研修中に、必要に応じて一人で気持ちを落ち着けられる静かな場所を用意する
- プログラム参加の申請や行政手続きは行政窓口で行うことになっているが、外出が困難な障害者の場合には行政官が家庭訪問をして対応する

POINT

合理的配慮は、機能障害の特性や配慮が求められる場面や状況に応じて異なります。どのような配慮が必要か、まずは障害者本人に確認し、相談しましょう。

(4) 情報保障とアクセシブルフォーマットでの情報提供⁴

事業が対象とする制度・プログラム・活動・成果への障害者の平等なアクセスと参加を保障するためには、情報保障が不可欠です。

事業の実施にあたっては、情報の重要性を認識し、障害者が障害のない人と同じように、必要な情報を十分に取得・活用し、円滑にコミュニケーションを図ることができるよう環境の整備と合理的配慮の提供に取り組みましょう。

情報保障の方法

- アクセシブルフォーマットによる情報提供:
点字版、拡大文字版、テキストデータ、音声形式、読みやすい版(Easy-to-Read)、手話、支援技術に対応した電子形式など(スクリーンリーダーなどで利用可能なデジタル情報)
✓ なお、図表やイラスト、写真を用いた資料は理解を助けますが、視覚障害者には内容が伝わりにくくなります。そのため、本文の中に説明を加えるか、画像の代替テキストとして内容を文章で説明するようにしましょう。
- 手話、要約筆記、筆談、図解、ふりがな付文書など、本人が希望する方法での分かりやすい説明や対話
- 必要に応じた代読・代筆
- 文書を読み上げたり、口頭による丁寧な説明
- 電子メール、ホームページ、ファックスなど多様な媒体での情報提供、受付

《用語解説》

手話	▶ ろう者が主に使用する、手の動きや顔の表情で意味を伝える言語。障害者権利条約においても、手話は『言語』であることが位置づけられている。
筆談	▶ 言語を紙やデジタルデバイスに書いて伝える、文字による視覚的なコミュニケーション方法。
要約筆記	▶ 話されている内容を要約し、文字として伝えること。
代替テキスト	▶ アプリやウェブページなどのデジタル環境において、視覚的なアイテムの意味や文脈を伝える説明的なテキスト。スクリーンリーダーが画像の内容を読み上げることで、視覚情報を補完する。
読みやすい版 (Easy-to- Read)	▶ 知的障害のある人の読み書きのニーズに合わせて設計された情報。平易な言葉や図解を用いて分かりやすく説明する。 例: United Nations Disability Inclusion Strategy Easy to Read version(外部リンク)

⁴ [5], [4], 障害当事者団体へのヒアリング等を基に作成

文書のアクセシビリティの向上

- 以下の対応を行うことにより、文書のアクセシビリティを向上させましょう。

フォント	<ul style="list-style-type: none"> 文字フォントは小さすぎないようにする UD フォントやアクセシブルフォントを使用する (例:BIZ UD フォント、Arial、Verdana など)
画像	<ul style="list-style-type: none"> 画像、図、グラフには代替テキストを付ける 《方法》画像や図を右クリック→「代替テキストを表示」を選択→ 画像の内容を簡潔に記載(入力後は閉じると保存されます)
形式	<ul style="list-style-type: none"> PDF に加えて、Word やタグ付き形式の PDF での提供
アクセシビリティチェック	<ul style="list-style-type: none"> Microsoft Word や Excel の「アクセシビリティチェック」機能を使い、確認する。 《方法》「校閲」タブ→「アクセシビリティチェック」→「アクセシビリティ検査ウィンドウ」が表示され、問題点と修正方法が表示される

映像のアクセシビリティの向上

- 字幕やクローズドキャプション(話者名・効果音・感情などを含む音声情報の文字化)、さらに画面内への手話通訳の挿入は、映像コンテンツのアクセシビリティを高めます。
- 手話通訳の挿入については、手話通訳者の紹介など当該国のろう者・聴覚障害者団体に相談してください。挿入にあたっては、手話通訳者の背景の明るさやコントラストに留意しましょう。

CHECK

- 情報保障は、障害者を含むすべての人が事業に平等に参加するための鍵です！
- 情報保障の方法は、同じ障害の種類であっても一人ひとり異なります。
 - ろう者・難聴者にとって快適なコミュニケーション方法は、聞こえの程度や育った環境、言語経験の違いによって多様です。
 - 視覚障害者のコミュニケーション方法も、拡大文字、点字、デジタルツールを活用した音声によるコミュニケーション等、さまざまです。
 - 知的障害者のコミュニケーション方法は、理解や得意な表現の仕方、経験によって異なります。言葉で話す人もいれば、絵や写真、ジェスチャー、表情などを使って気持ちや考えを伝える人もいます。

(5) インクルーシブなイベント(会議、セミナー、研修等)の実施⁵

障害者のアクセシビリティと参加を確保するためのインクルーシブな会議や研修等の実施について解説します。

01 準備

02 実施

03 評価・フォローアップ

01 準備

- 案内はアクセシブルフォーマットで提供する。また、障害者にも情報が届くように、障害当事者団体等と連携して情報発信を行う。
- 案内や参加登録において、アクセシビリティに係る必要な対応を確認する。

《例文》

参加にあたり合理的配慮(手話通訳、PC 文字通訳、移動時のサポート、事前の電子データ提供等)をご希望の方は、○月○日までに事務局にお知らせください。

- アクセシブルな会場を確保する。障害当事者団体に助言を求めるましょう。
 - 公共交通機関による円滑なアクセスが可能か
 - 車いすで移動するのに十分なスペースがあるか
 - バリアフリーのトイレはあるか、など
- 情報保障のため、発表者には事前に資料を提供してもらう。
 - アクセシブルフォーマットで準備する。
 - 手話通訳者や要約筆記者には事前に共有する。

⁵ [5], [6], 障害当事者団体へのヒアリング等を基に作成

02

実施

- 発表者が見えやすいよう、座席などを配置する(明るさにも留意)。手話通訳者を配置する場合には、照明が十分にあたり、参加者が発表者と手話通訳者を同時に見られる場所に配置する。
- すべての人にとって、分かりやすく、参加しやすい運営を行う。
 - ▶ 映写する画像等は口頭で説明する
 - ▶ 「のように」、「このように」を用いた説明は避ける
 - ▶ 一人ずつ発言するよう促す
 - ▶ 発言者は最初に名前(必要に応じ所属)を述べる
 - ▶ 質問や発言に十分な時間が割けるよう、プログラムに余裕を持たせる。また、十分な休憩時間を設ける。

03

評価・フォローアップ

- 事後アンケートにて、イベントのアクセシビリティについてのフィードバックを求める。書面、電子形式、音声形式など、多様な方法でフィードバックができるように準備する。

《知的障害のある方の意義ある参加を目指して》

- ▶ 知的障害のある方が安心して参加し、自身の考えを表現できるようにするためには、事前に本人と直接話をし、どのような方法が最も参加しやすく、意見を伝えやすいかを確認しましょう。
- ▶ 事前に会議資料を共有し、専門用語や内容について直接説明することで、理解を深め、発言の準備をしやすくなります。
- ▶ 会議中に「わからない」「進行が早い」といった状況を示せるよう、会議中に「わからない」「進行が早い」といった状況を示せるよう、現地で理解されやすい記号や色を用いたカード・札などの視覚的なサインを活用することも有効です。

用語解説

アクセシビリティ

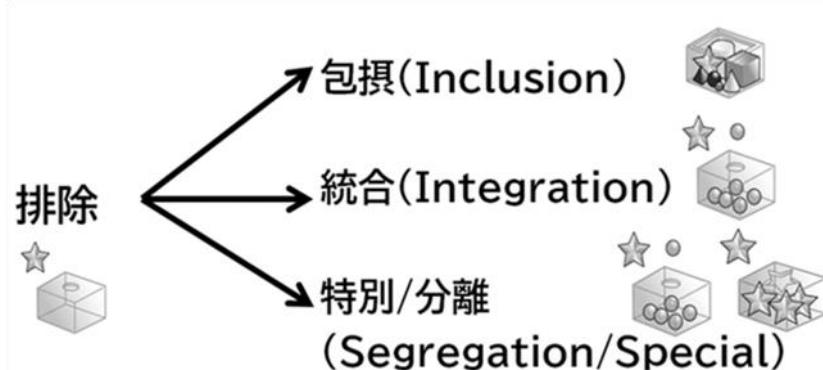
- アクセシビリティとは、障害者が他の人と平等に施設やサービスを利用できるよう保証することを意味する。これには、物理的な空間、交通機関、情報やコミュニケーション（情報通信技術やシステムを含む）、そして一般に公開されているその他の施設やサービスへのアクセスが含まれる（障害者権利条約第9条）。

インクルージョンと障害インクルーシブな開発

- インクルージョンとは多様性を前提に排他的な環境を取り除き必要な改変（合理的配慮の提供を含む）を行うことを意味する。
- 障害インクルーシブな開発とは、開発プロセスのすべての段階が障害者にとってインクルーシブ（包摂的）でアクセシブル（利用可能）であることを意味する。
- インクルージョンを理解するには以下の4つの概念（排除、分離、統合、包摂[インクルージョン]）の区別が必要である⁶。

排除	排除とは、事業や制度また製品などの利用ができない（アクセスがない）ことを意味する。例えば、教育機会が担保されない、公共交通機関が利用できないことを意味する。
分離	分離とは、機会は保障されるが、分けられた制度や環境の下でなされることを意味する。例えば、特別支援学校での教育や特例子会社での就労などを意味する。
統合	統合とは、既存の制度や事業の改変や必要な支援の提供はせず受け入れることを意味する。既存の制度や事業に適合することが利用や参加の条件とされる場合が多い。この形を包摂と呼ぶ誤解も多い。
包摂 (インクルージョン)	包摂とは、必要な支援の提供を含め既存の制度や事業自体を多様な利用者がいることを前提にしたものに改変することを意味する。単に物理的に同じ場にいることだけではなく、質や機会の平等も担保されることが求められる

⁶ 障害者権利条約「インクルーシブ教育を受ける権利に関する一般的意見第4号（2016年）」を参考に作成。
(<https://docs.un.org/en/CRPD/C/GC/4>)



出所:久野研二(編)(2018)社会の障害を見つけよう、現代書館(pp.75を改変)

基礎的環境整備

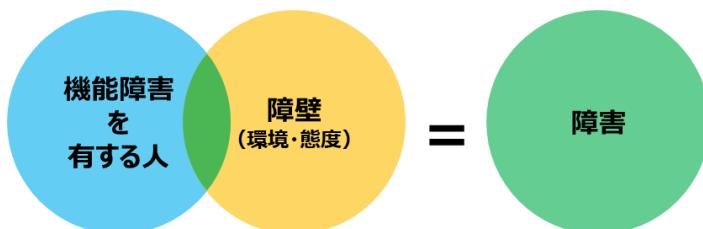
- 個別具体的な「合理的配慮」の基礎として、建築物や製品、制度や事業が利用者の機能的な多様性を踏まえ設計・運営されること。いわゆるインクルーシブでアクセシブルな環境・製品・制度・事業の整備を意味する。

合理的配慮の提供

- 障害者から「社会の中にあるバリア(障壁)を取り除くために何らかの対応が必要」との意思が伝えられたときに、行政機関や事業者等が、負担が重すぎない範囲で必要かつ合理的な対応を行うことを意味する。
- 「合理的配慮」の内容は、障害特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なる。事業者は、主な障害特性や合理的配慮の具体例などをあらかじめ確認した上で、個々の場面で柔軟に対応することが求められる。その際に重要なのは、障害者と事業者とが対話を重ね、共に解決策を検討・形成していく建設的対話である。

障害

- ・ 障害者権利条約では、障害とは次のように説明されている。
「機能障害(impairments)を有する者とこれらの者に対する態度および環境による障壁との間の相互作用であって、これらの者が他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるものによって生ずる」⁷
- ・ 障害は、心身機能に障害のある人々の社会参加を困難にしている事物、制度、慣行、観念など、様々な社会的障壁によって生み出されるものである。
- ・ JICA では、上記条約の定義を踏まえ、社会参加の制約そのものを障害と捉えている。すなわち、障害の原因は機能障害などの多様性を考慮しない社会や環境の障壁にあるとする「障害の社会モデル」の考え方に基づいている。



出所：[1]を基に作成

障害の医療モデルと社会モデル

- ・ 医療モデル(個人モデル)とは、障害が発生している原因是障害者個人の機能が制限されていることであると考え、個人の機能回復を優先的な解決事項としたモデル。
- ・ 障害の社会モデルとは、障害者とみなされる人々に対する社会的排除や社会参加の制約そのものを障害と捉え、その原因是人の多様性を考慮しない社会にあるとする考え方を基盤としている。障害の社会モデルでは、物理的な障壁や障害者を受け入れない人々の態度、さらに機能障害を理由に国家資格の取得を制限する欠格条項制度のような排他的な要因を解消し、社会を改革することを優先的な解決の取組としている。

障害細分化データ

- ・ 性別や年齢別のデータと同様に、障害の有無や機能障害別等のデータを意味する。

⁷ 国連障害者権利条約:外務省 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html

障害者の事業参画

- ・ 計画・立案、実施、モニタリング・評価の事業サイクルにおいて、障害者が実施者および利用者として参加することを意味する。

障害当事者団体

- ・ 障害当事者団体とは、障害者自身が主導し、構成員の過半数が障害当事者である団体のこと。これらの団体は、団体の意思決定において、障害当事者が中心的な役割を果たしており、障害者の権利擁護、政策提言、社会参加の促進などを目的として活動する。

ツイントラック・アプローチ

- ・ ツイントラック・アプローチとは、「障害に特化した取組」と「障害主流化の取組」を並行して実施するアプローチである。
- ・ 「障害に特化した取組」とは、例えば、手話通訳者の養成プロジェクトや障害当事者団体の組織機能を強化する研修の実施などを指す。
- ・ 「障害主流化の取組」とは、例えば、公共交通機関の整備プロジェクトにおいて車両や駅舎をバリアフリー化すること、また、プロジェクトでパンフレットや教科書を作る際に、視覚障害者がパソコンの文字読み上げソフトで利用できるよう、印刷版だけではなくテキストデータも準備することなどを指す。

参考文献

1. United Nations Human Rights Office of the High Commissioner. Foundations, Promoting the Rights of Persons with Disabilities through the Sustainable Development Goals: a Resource Package. (オンライン) 2024 年. (引用日: 2025 年 7 月 10 日.)
<https://www.ohchr.org/sites/default/files/documents/issues/disability/sdg-crpd-resource/policy-guidelines/foundations-noimages-v2.pdf>.
2. 内閣府. 障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト. (オンライン) (引用日: 2025 年 5 月 15 日.) <https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp/>.
3. United Nations Partnership on the Rights of Persons with Disabilities. Guidance note on effective and meaningful participation of persons with disabilities through their representative organizations in UNPRPD Joint programming. (オンライン) 2024 年. (引用日: 2025 年 5 月 15 日.) <https://unprpd.org/new/wp-content/uploads/2024/03/OPD-participation-guidance-note.pdf#:~:text=The%20Guidance%20Note%20outlines%20UNPRPD%20Fund%20commitment%20to,with%20persons%20with%20disabilities%20and%20their%20representative%20organizations>.
4. 大阪府. 大阪府障がい者差別解消ガイドライン第 4 版. (オンライン) 2025 年 3 月. (引用日: 2025 年 7 月 1 日.)
https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/30751/r703_sabetsukaisyou_guidelines.pdf.
5. United Nations. The United Nations Disability-Inclusive Communications Guidelines. (オンライン) 2021 年. (引用日: 2025 年 7 月 1 日.)
https://www.un.org/sites/un2.un.org/files/disability-inclusive.communications_guidelines_-_march_2022.pdf#:~:text=The%20United%20Nations%20Disability-Inclusive%20Communications%20Guidelines%20were%20developed,an%20in%20consultation%20with%20the%20Internal.
6. United Nations Children's Fund. Toolkit on Accessibility: Organization of Accessible Events. (オンライン) (引用日: 2025 年 5 月 15 日.)
<https://accessibilitytoolkit.unicef.org/media/656/file/PDF%20-%20Section%20F:%20Organization%20of%20Accessible%20Events.pdf>.
7. United Nations. United Nations Disability Inclusion Strategy: Guidelines on Consulting Persons with Disabilities. (オンライン) 2021 年. (引用日: 2025 年 5 月 15 日.)
https://www.un.org/sites/un2.un.org/files/un_disability-inclusive_consultation_guidelines.pdf.